

ヘーゲルの刑法上の自由意思論

椿 幸 雄

一 序 説

二 精神とその本質および発展

三 ヘーゲル『法の哲学』における自由意思

四 結語——ヘーゲル自由意思論の帰結——

一 序 説

ヘーゲルのように、刑法哲学に対して、直接的に、観念哲学の影響を与えた者は、他にいないといつてよいであろう。いわゆるヘーゲル刑法学派の始祖であるところのヘーゲルは、その哲学体系とくに『法哲学綱要』（以下では『法の哲学』という）の中で、体系的ではなくして、断片的な表現で、かつ凝縮された形態をもって、刑法理論を鮮やかに描き出していると考ええる。筆者は、ヘーゲルの犯罪・刑罰理論について、少なからざる関心を抱き、その問題点について若干ではあるが、従来、触れるところがあったのである。本稿は、既発表の作品と同じ様な問題意識に導びかれて、ヘーゲルの構想にかかる犯罪論のうち、未発表であるところの刑法上の責任論を考究する上において不可欠である自由意思論についての分析を行なうことを意図している。いうまでもなく、本稿は、現代刑法学の当面する難問の一つである自由意思論につい

て学説の争いにまで深く立入り、それとの比較を試みるものではない。ヘーゲルの自由意思論が、意思決定論に属するの
か、あるいはまた、非決定論に位置づけられるかの評価に焦点がしぼられることになるのではあるが、それがもつ意味も、
厳密に論証するならば、現代刑法学が共有財として有するところの意思自由をめぐる決定論・非決定論と自ずと異なるも
のがあること^(四)多言を要しないのである。

ヘーゲル哲学の考察は、一刑法学徒にとつて、いつものことながら、きわめて荷の重いことではあるが、一連の考察の
一行程として、刑法上の自由意思論との対決は、どうしても回避することはできないのである。

ヘーゲルの自由意思論の評価について、いままで、外国で、まったく、その論策がなかったわけではないのである。ヘ
ーゲルが決定論者であると断定する学説もある。たとえばモークの教えるところによると、^(三)シャーレルは、早くから、そ
の著作『ヘーゲル体系の弁護と釈明』(一八三七年)の中で、ヘーゲル哲学体系は、自由の体系ではなくして必然性の体系
であるとし、また、エンゲルスも、『ヘーゲルは、自由と必然との関係を正当に呈示した最初の人であった。ヘーゲルにと
つて、自由は、必然性の中における理解である』^(三)と決定づけている。他方、^(四)レッシュカスは、ヘーゲルをば、非決定論者
に位置づける。さらに、^(四)また、ホルツハウエルは、一九世紀のすべてのヘーゲル刑法学者は非決定論者であったという指
摘に、大いなる意味を認めるべきであるとさえ論断している。もつとも、その間にあって、ヘーゲル刑法学派に鋭い分析
を加えたズルツが、ヘーゲルは、目立った非決定論者ではないとしつつも、決定論的見解に親しんでいる面もあると論じ
ている点^(五)は注目に値する。私見も、右の想定されうる立場の一つに赴くことになるであろうが、本稿は、右の著作がヘー
ゲル刑法体系の分析を、直接、目的としたものでない点に着意して、わたくし独自の観点から主題についての論述をすす
め、結論を導びきたいとおもうのである。

本論に入るに、先立って、二、三の問題を確認する必要があるようにおもわれる。

第一は、刑法上の自由意思についての筆者の立場である。この点、わたくしは、小泉博士と共に、次のような見解をも

っている。すなわち『旧派初期の応報理論は人間を抽象的・理性的に見た。人間を理知の領域においてのみ観察したので人の意思は自由であると論断した。しかし、そこには肉体を有し、種々の生育や環境など幾多の異なる条件のなかにある人間の観察はない』。これに対する社会学派からの批難はあたっている。しかしながら、すべては因果律によって左右せられるものだということはできない。けだし、人間の行為は自然の因果律とは異なるからである。『すなわち人の意思は行為を支配することが可能である。経歴、環境等の諸条件の制約を受けつつ、しかも、自己の行動を支配する意思自由は有するのである』⁽¹⁾。そうして、『人の意思が内部的・外部的影響を受けることは否定しないが、他の影響を受けるといふことは、その意思によって事物を選択し行為を支配する自由をも否定することにはならない』⁽²⁾のである。『この意思自由は各人平等ではない。人はその成育、四囲の環境その他種々の事情の影響によってその人格が形成される。この人格形成は、各人それぞれ、その諸条件の影響の異なるに従って、各人皆相異なるものであるから、その意思自由の程度はそれぞれ異なる。故に、その人格の反規範性もまた異なる』⁽³⁾。提起された問題についてのわたくしの基本的思考は、これ以上、詳細に述べる必要をみないであろう。わたくしのいわんとするところは、次のように要約できよう。犯罪は行為者人格の顕現であって、行為は内部的必然性をもつ。また、行為者人格は他律的形成に負いながら、自律性をも有する。人が素質・環境によって影響されつつも、なお主体的に環境に能動的に働らきかけるといふ事實は、否定することのできない経験的事実であるというところにある。

第二に、わたくしは、ヘーゲルの犯罪論体系さらには刑罰論について、既にものした論策において分析をしたように、不十分ではあるが、ほぼ、その骨子となるものを明らかにし、ヘーゲル刑法学の世界の素描に関して、わたくしなりの構想をもつ。しかしながら、本稿においては、紙幅の関係もあり、ヘーゲルの刑法上の自由意思論のみ論点を収斂し、これを究明するにとどめる。犯罪および刑罰との関連については、続稿でこれが論ぜられる。

第三は、用語・用例についてである。刑事法学はもとよりであるが、法律学においては『意思』という語を用いるを従来

の慣例とするのである。⁽¹⁰⁾けれども、他の学問分野では、『意志』なる語をあてることの方が、多いようである。これらを勘案して、本稿では、不統一のそしり免かれず、また、けっして好ましいことではないが、本稿の扱かう刑法学と哲学の二分野で、前者においては『意思』⁽¹¹⁾、また、後者においては『意志』の語をあてて、両者を意識的に使い分けて論ずることにする。

- (一) 行為論を扱った論文として、拙稿「ヘーゲルの刑法上の行為論」(比較法制研究六号)、また、違法論を考察したものとして、同「ヘーゲルの刑法上の緊急行為論」(国士館法学第一〇号)、そして、刑罰論に関するものとして、同「ヘーゲル法理論における刑罰の機能」(比較法制研究四号)。なお、拙稿「ヘーゲル刑法学派の緊急行為論」(国士館法学第二二号)参照。
- (二) Moog, Hegel und die Hegelsche Schule, S. 434. vgl. Stahl, Philosophie des Rechts. I. Bd., S. 458.
- (三) Engels, Anti-Dühring, S. 178.
- (四) Leschka, Einleitung zu A. A. Piotrkowski "Hegels Lehre über Staat und Recht und seine Straftheorie", 1960, S. 89.
- (五) Holzhauser, Willensfreiheit und Strafe (Das Problem der Willensfreiheit in der Strafrechtslehre des 19. Jahrhunderts und seine Bedeutung für den Schulstreich) S. 72.
- (六) Sulz, Hegels philosophische Begründung des Strafrechts und deren Ausbau in der Deutschen Strafrechtswissenschaft, 1910, S. 12: S. 31.
- (七) 小泉英一・椿幸雄『刑法原論』一六頁。
- (八) 小泉・椿共著、七一頁。
- (九) 小泉・椿共著、七二頁。
- (一〇) ただし、植松正博士は「法律家だけが異を立てるのは好ましくない」となれて、「意志』をあてられる(『再訂刑法概論』総論

「一六頁）。これも一箇の見解で、傾聴に値するものである。

二 精神とその本質および発展

(一) ヘーゲル哲学にとって、自由『概念』ほど主要な概念は存在しないといつてよい。いわゆる『法の哲学』は、自由についての論証であり、また、『法』の体系は、実現された自由の王国である。さらに、自由は、精神の本質である、^(一)という。法の理念は自由であるという思考は、ヘーゲルが、近代自然法から継承したものであること、周知のとおりである。ヘーゲルは、次のようにいう。『法の地盤は、一般に、精神的なものであつて、そのより正確な場所および出発点は、意志である。これは自由なる意志である。したがつて、自由が法の実体と規定をなす』^(二)(RP. §4)と。
そこで、精神についての考察からはじめなければならない。

精神は、自然の真態であり、自己外化の止揚であつて、自己と同一になれるものである。^(三)また、精神の発展は、いわゆる『エンチクロペディ』で論ぜられている。主観的精神、客観的精神、絶対的精神の哲学がそれである。^(四)この発展については、後段で触れるところがある。

ところで、精神の概念の中に、精神の本質の統一性ととも、その現象の数多性 *Vielfalt* および多様性が存在する。ために、精神の本質の二側面を、その精神の概念に対応する結合を明白にするという方法で総括することが、右にあげた主観的精神の課題である。哲学がこの課題を自覚しない限り、精神論は分裂してしまふし、同一対象を異なった二つの科学において取扱わざるを得ないことになる。^(五)

近代形而上学の基礎理論は、デカルトの二元論に代表されるように、精神と物質、したがつてまた、靈魂と身体とを、対立せしめたのである。^(六)けれども、『靈魂と身体とが対立的な人間において結合的な実体として把握されるならば、靈魂のあ

り場所を問わなければならないことになる。したがって、靈魂または精神は空間内のものとなってしまう。それから、靈魂の生成と消滅ということが問われるならば、靈魂または精神は時間内のものになってしまうのである。^(七)

ヘーゲルは、これとは異なった。彼は、カント派二元論をも否定して、自我とその世界との同一性を認めたのであった。ヘーゲルは、『精神の本質をば「観念性」Idealität という言葉で示している。しかし、この言葉は、決して実在性 Realität または物質性 Materialität に対立するものではなくして、むしろこれらの拡充および克服を表わしている。ヘーゲルが精神を特徴づけようとして、それが観念性であるというときには、このことは同じく「精神は理念 Idee である」ということができるわけである。^(八)

観念性の実体について、ヘーゲルは、これをいわゆる『エンチクロペディ』の中で明らかにしている。^(九) の説くところによると、『観念性とは、ヘーゲルにしたがっていうならば、精神が、その自然性、肉体的性、世界性 Weltlichkeit のなかにあって、すなわちその他在 Anderssein のなかにあって坱圸的にとどまること、むしろ、かようなその他在から自己へ復帰することであって、まさに、このことのうち精神の自由がある。しかしながら、この自由というものは決して必然性の反対ではない。それは、あたかも観念性が実在性もしくは物質性の反対ではなかったと同じである。まさに、この意味において、観念性と精神の自由とは同一であるようにおもわれる。^(一〇) 自由は、しかし、精神さらには事物に具備している性質ではない。自由は発展の過程であり、同じように、観念性もまた、発展の過程であることに注意しなければなるまい。

そうして、『概念 Begriff が定在に関係し、また靈魂が肉体に関係するように、自由は法に関係する。法とは自由の定在である。^(一一) 概念の実在性は、『論理学』が教えている。それは、概念の自己実現または自己発展である。また、靈魂の肉体的性というものは、『人間学』の教えるところによると、靈魂の自己肉体化または自己発展である。そうして、『法は、自由の自己実現または自己発展である。^(一二) いうまでもなく、このことは、ヘーゲル『法の哲学』の中で、自在に語られつくされ

ている。

もとより、ヘーゲル哲学でいう『概念』は、『形式論理学や経験科学における概念のように、事物相互を区別する特殊性を排除して、相互に共通する部分を抽象することによって得られる普遍的な表象ではない。思弁的概念として、具体的に存在する事物の本質的な在り方そのものであり、そしてこの在り方を明らかにするかぎりでの思惟の在り方にほかならない』⁽¹¹³⁾。田村博士の説かれるように、概念は、『存在と思惟との統一、換言すれば客体と主体との統一、もしくは即目的にあるものとそれの自己反省との統一』⁽¹¹⁴⁾である。それは、把握するという形式において把握される内容と同一であって、主体における客体の把握である、⁽¹¹⁵⁾とどういふことができる。

(一) Vgl. Flechtheim, Hegels Strafrechttheorie, S. 66f.

(二) 本文中で、RP.として節 (§で示してある)のみをあげてあるのは、Hegel, Grundlinien Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse : Herausg. von Lasson (1921), 2. Aufl.である。訳出に当たっては、速水敬二・岡田隆平共訳『ヘーゲル・法の哲学綱要』(昭六)、高峰一愚『法の哲学』(昭二八、新版・昭五八)、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』(昭四二)を参照したが、わたくしなりに、いささか工夫をして訳したところもある。また、Hegel's Philosophy of Right; Translated with notes by T. M. Knox, 1942. をも参看した。そして、『エンチキク ロズミン』正確には、Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse. (高山博士の訳される『哲学の諸学集成』同博士『ヘーゲル』二〇四頁)についても、敘述の使用上、次のように略称して本文中に引用した場合もある。すなわち、Enz. がそれである。

(三) 田村実『ヘーゲルの法律哲学』七二頁、八一頁。なお、高山岩男『ヘーゲル』二二二頁参照。

(四) Hegel, Enzyklopädie, § 386. なお、同書四四二節は、世界を精神の自己解放としていっている。

(五) Vgl. Fischer, Hegels Leben, Werke und Lehre (1911) II. Teil, 2. Aufl., S. 642.

- (六) Reburn, *The Ethical Theory of Hegel — A Study of the Philosophy of Right—*, (1921), p. 81,
 (七) Fischer, a. a. O., S. 643.
 (八) Fischer, a. a. O., S. 643.
 (九) Hegel, *Enzyklopädie*, § 433 Zu..
 (一〇) Fischer, a. a. O., S. 644.
 (一一) Fischer, a. a. O., S. 690.
 (一二) Fischer, a. a. O., S. 690.
 (一三) 上妻精・小林靖昌・高柳良治『ヘーゲル法の哲学』六三頁。
 (一四) 田村・前掲三八頁。Vgl. Larenz, *Hegels Zurechnungslehre*, S. 41.
 (一五) 上妻・小林・高柳共著『前掲六三頁』田村・前掲二六頁参照。Cf. Wade Baskin, *The History of Philosophy*,
 Volume VI. *The Nineteenth Century: Period of Systems*, 1800—1850, p. 164.

(二) ヘーゲル哲学によれば、世界は、発展的な理念の自己実現の過程として現われている。理念は、最初、感性的材料に關係することなく、それ自体の發展的場面において、その活動形式をもつ。理念のこの純粹な活動形式そのものについての理論が『論理学』である。^(一)『論理学』は、純粹理念の学、思惟の抽象的要素における理念の学である。^(二)理念即対自として把握されるのである。また、その他在における理念が『自然哲学』である。『自然は、その定在に於いては何等の自由を示しておらず、むしろ自然必然性及び偶然性を現わしてゐるにすぎない』^(三)のである。さらに、その他在から自己内に還歸せる理念が、精神であつて、この対象が、『精神哲学』であること^(四)いうまでもない。

かつて、田村博士が説かれたように、『人間といふが如きより高き有機態に於ては、遂に自然は、といふよりもむしろ自然を根柢からゆり動かす精神は、自己を意識的個別体として、即ち自我として把握する。自由なる理性的自己となつて初

めて、精神は完全に自然からの自己解放を完成するのである^(七)。そうであるから、自然の真態は、精神であることになり、この精神を論ずるものが『精神哲学』ということになる。

もとより、ここでいうところの『精神』は、物質に対するものではない。先にも触れたように、具体的に現実化せられた理念すなわちその純粹活動形式である思惟とそれの材料である自然との統一において自己そのものに還帰せる理念である^(八)。

精神も自然と同様、その概念的発展にしたがって、解放段階を通らねばならない。精神の発展段階がそれである。すなわち、次の三に分類されるのである。

一、精神の概念が完成し、精神の存在それ自体が、他に依存することなく、自由に存在するということ。このような、それ自体の概念における精神、これが、『主観的精神』である。

二、精神が実在するためには、その世界を自己の内から産み出さねばならないから、自己を客観化することによって産みだした現存の世界の内存在すること。この世界においては、自由は現存の必然性として存在する。これが『客観的精神』である。

三、自己の客観性から、自己に還帰し、自己との絶対的同一性もしくはその概念との絶対的統一性のうちにあること。『絶対的精神』というのがこれである^(九)。

主観的精神としての精神は、それが絶対的精神へと自らを高めるためには、まず、右の客観的精神の世界において、外的実在性の世界を自己のものとし、そして自己を客観化することによって、自己に現実性を与えねばならない。精神のこの発展段階が、客観的精神の世界をなす。したがって、客観的精神は、主観的精神の成果として現われてくるのである。そこで、客観的精神の概念を明らかにするためには、主観的精神の最も発展した形態である『自由なる意志』^(一〇)についての考察を加えることになる。

(三) 周知のように、ヘーゲルは、意志と自由との關係を物体と重さとの關係にたとえてゐる。この点に關して、ハルトマンは適確に指摘して、そしていう。『ヘーゲルの考へによれば、自由は、意志が有したり有しなかつたりし得るような性質ではなくして、意志に最も固な本質であつて、決して意志から分離し得ないものである』と。⁽¹⁹⁾

また、ヘーゲルは、『思惟』と『意志』とを區別する思想をとらないで、『兩者は、精神が有するところの態度の相違にほかならないとする。すなわち、思惟は、精神の理論的態度、また、意志は、その実践的態度であるとするのである。』⁽²⁰⁾

ヘーゲルの説くところによると、精神は、まず、第一に、即對目的に規定せられた知識としての理論的精神であり、第二に、意志としての実践的精神であり、そして、第三に、理論的精神と実践的精神との統一としての『自由なる意志』である。⁽²¹⁾

本稿もまた、ヘーゲルが、『法の哲学』の中でなしたように、社会制度に對する自由の關係の問題に視点をずえる以前に、自由意志の問題の考察からはじめるのが、おそらく最善の方法であるようにおもわれる。⁽²²⁾

理論的精神は知性である。⁽²³⁾ 客体に没入した知性が直観であり、『直観 (Anschauung) が、まずもつて認識 (Erkennen) に至る端初および意志である』。⁽²⁴⁾ 認識は、ただ、概念的理性の純粹思惟によつてのみなされる。故に、理論的精神の發展行程においては、表象 (Vorstellung) が直観と理性との中間を形成する』ことになる。理論的精神が、表象を經由して思惟にまで發展して、『純粹思惟の發展において、理論的知性 (theoretische Intelligenz) は、完成する。すなわち、それ自体を、見通し、そして認識する』のである。⁽²⁵⁾

かように、理論的精神が、直観、表象を經由して思惟に達すると、理知は『思惟されたものは存在し』、『そして存在するものはそれがただ思惟されたものである限り存在する』ということを知っている。このように理知が『内容の規定者として自己を知れば』、それは、意志である。実践的精神は、まずもつて、形式的または直接的意志として存在する。⁽²⁶⁾

- (一) 田村英『ヘーゲルの法律哲学』六三頁参照。
- (二) Hegel, Enzyklopädie, § 19.
- (三) 田村・前掲七〇頁。
- (四) Vgl. Hegel, Enzyklopädie, S. 14. 高山岩男『ヘーゲル』二二八頁は、精神哲学こそヘーゲル哲学最高の立場であるとされる。
- (五) 田村・前掲七一頁、七三頁。Liebrucks: Recht, Moralität und Sittlichkeit bei Hegel (Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 2) 註「人間の自由の第一段階は、自我を語ること (Ichsagen) の中に在る」(S. 27)。
- (六) Vgl. Holzhauser, Willensfreiheit und Strafe, S. 71.
- (七) 田村・前掲七三頁参照。
- (八) 田村・前掲八一頁参照。
- (九) Hegel, RP., § 4. Zu.
- (一〇) Hartmann, Die Philosophie des deutschen Idealismus, II. Teil, S. 315.
- (一一) Cf. Schacht, Hegel on Freedom (Hegel: A Collection of Critical Essays, 1972), p. 306. Vgl. Binder, Das System der Rechtsphilosophie Hegels, S. 64f.
- (一二) 高峰一穂『法・道徳・倫理―ヘーゲルの法哲学について―』四四頁参照。レイムアン (Reyburn, The Ethical Theory of Hegel) はいう。「精神は本質的には両面性であって、一は、外面的なるものの内面化として、一は、内面的なるものの客観化、表現として認める。ヘーゲルは、このような二様相を、すなわち精神の客観性および主観性を「存在」(being) と「独自」(own) とする語を示した」(p. 102)。
- (一三) Hegel, Enzyklopädie, § 443.
- (一四) Schacht, p. 306.

- (二五) 上妻精・小林靖昌・高柳良治『ヘーゲル法の哲学』六二頁。
- (二六) Fischer, Hegels Leben, Werke und Lehre, 1911, II. Teil, 2. Aufl., S. 673; cf. Stace, *The Philosophy of Hegel*, 1923, p. 363.
- (二七) Fischer, a. a. O., S. 674. ちなみに、リーブルックスは、意志のないところに表象はない」といふ (Liebrucks, *Recht, Moralität und Sittlichkeit bei Hegel*, S. 27)。
- (二八) Fischer, a. a. O., S. 683; vgl. Warnkönig, *Rechtsphilosophie als Naturlehre des Rechts*, 1939, S. 153f.
- (二九) 田村実『ヘーゲルの法律哲学』八四頁参照。Cf. Stace, p. 368.
- (四) 思惟が何ものかを思惟するということは、いかなるものでも思惟できるという普遍的な自己を自己限定することにはかならない。内容は一定のものであり規定性を具備したものであるからである。『そして、思惟が自己限定することにおいて自己に止まるということは、思惟の自由であることを示すものである。思惟は意志と同一である。それならば、思惟が意志を概念的に把握するということは、思惟が意志の内に自己を見出して、意志との対立を越えて、自己に還帰することにはかならない。意志の諸契機の発展は、概念の諸契機の発展そのものである』⁽¹⁾。
- ところで、『普遍性』(Allgemeinheit)、『特殊性』(Besonderheit) および『個別性』(Einzelheit) は、ヘーゲルにおいては、概念の有する三契機として、その『論理学』または『哲学』の最も重要な範疇の一系列である。ヘーゲルは、『小論理学』概念論の冒頭部分で、『普遍性とは、規定されながら自己自身との自由な同一性を感じていること』、『そして、特殊性とは、『普遍的なものがくもりなく自己同一のままをなしている規定性』、さらに、『個別性とは、普遍性と特殊性という二つの規定性が自己のうちへ反省したもの』、したがって、それは、『自己との否定的統一』ともいわれ、『自己同一者』、その意味では、また『普遍者』ともいわれるのである。⁽²⁾

意志も、また、この三契機から考察することができる。

第一に、普遍性の契機において、意志は、一切を度外視する絶対的な抽象ないしは絶対的な普遍性という、無制限な無限性であって、純粋な自意識として思惟の契機をふくむ^(三)。

『われわれは一切のものに対して「否」と言うことができる。この意志を絶対化したものだと言ってよい。しかし、一切の規定性をおのれの自由を制限するものとしておのれから排除するこの意志は、現実に向つては何も実現することはない^(四)』。ヘーゲルによると、『その現実化は、単に狂暴な破壊でしかあり得ない (RP. §5)』。これは、まさに、否定的な自由であり、『悟性の自由』といわれるものである^(五)。

第二の特殊性の契機において、『自我は、かように自己自身を一個の規定されたものとして、定立することによって、定在一般となつてあらわれる』(RP. §6)。ここにおいて、『自我は単に意志するのではなくして、何ものかを意志する』(RP. §6 Zu) のである。

第三の契機、個別性において、意志は、具体的なものになる。『自我の自己規定であつて、そこにおいては、自己を自己自身の否定として、すなわち規定・制限されたものとして定立し、自己のもとに安らい、つまり自己の自己との同一性と普遍性に止まる』(RP. §7) のである。そうして、この自我の自己規定のうちに、意志の自由が顕現することになる。

(五) かくして、ヘーゲルによると、意志の自由というのは、『規定のうちにあつて、自己をただ自己自身とのみ結合』せしめる自我の自己規定である (RP. §7) ことになる。これは、まさに、自律性にほかならないと論定してよからう。

ホルツハウエルはいうのである。『自然的意志から、恣意を超えて、活動する自由意思へと発展する中で、その結果、人間は、因果的な決定、自由意志、自律性の状態を通過する』^(六)と。また、さらに語る。『ヘーゲルによる自由なる語は、例外なく、自律性の意味で理解されるべきであるということが試みられることになる。しかし、ここでいう自律性の概念はカントによるものと同概念ではない』^(七)と。カントの『意志の自由』は、自律性のほかの何ものでもない^(八)。なんとならば、自

律の作用は、先行する要素に関係するのではなくして、自由意志によって結果するのであって、その作用は、自然的因果性と矛盾するからである。

ヘーゲルが説くところの自律性は、後段で明らかにされるのであるが、さしあたり、リーブルックスと共に、次の点にその差異を求めることができよう。すなわち実践的拳動は、対象を獲得する。それは、物自体 (Ding an sich) として存在するのではない。あらゆる事物は、人間精神の足跡をもたらすのである。そうでなければ、事物は、全く処理され得ないことになる。思惟する意志の内部に、理論はつめこまれているといつてよい。なぜならば、私が、何かを思惟するから私は私をおもいうかべるのである。そうして、意志がなければ、直接に、行為へは向かつていかないからである。⁽¹⁵⁾

さて、わたくしは、ホルツハウエルが指摘するところの意志の諸形式、すなわち『自然的意志』、『恣意』、そして『自由なる意志』について考察を加えなければならない。ヘーゲルは、『法の哲学』八節から二八節にわたって、詳細に、これらについて論及している。いま、ここでは、学説に導びかれて、これらを、要約して跡づける作業で、当面の目的は達成せられることであらう。

実践的精神は、最初、形式的もしくはは直接的意志としては、その自己規定を自己のうちに、直接的仕方でもつ。したがって、その自己規定は、形式的であり、自己をその内面的性質において規定せられた個別態として見出すのである。これが、実践的感情であって、この限度で、意志は、その内容の形式から見ると、まず、自然的意志というべきものであり、自己の規定性と直接的に同一である点において、衝動、傾動、情熱として存在する。⁽¹⁶⁾ この自然的意志は、まさに、『即自的に自由であるだけの意志』(RP. §11) である。そうして、この自然的意思は、完全に因果律の支配の下に置かれるのである。⁽¹⁷⁾

意志の対自的段階は、区別、規定、自己の有限性、特殊化のあらわれる段階である。自我は、ここではじめて内容や対象をもつに至る。⁽¹⁸⁾ この対自的段階において、人は、自己を様々に規定する可能性を有するということを理由として、自己

を自由であると称するが、かような自由は、恣意（Willkür）にすぎない。^(一三)『意志は恣意として、意志の単に直接的なる自己規定の否定性として自己内に反省している為に、対自的に自由である』のである。^(一四)

ホルツハウエルは、ヘーゲルが恣意と名付けたところの形式的自由をば、ヘーゲル自身、選択の自由と定義したのであるといふのである。^(一五)高峰博士は、さらに、対自的な自由が、自由でないことを論証されておられる。いわく、『わたくしの有する選択は、わたくしがこのもの或はかのものをわたくしのもととすることができるといふ、意志の単なる一般性、うちに存するのみであつて、まだ意志の普遍性、若しくは個別性のうちに存するのではない。だから、わたくしを選択は、わたくしの意志の本性によつて規定されてわたくしのもととされるのでなく、偶然によつてそうなるにすぎない。普通の人たちは、ほしいままに行爲することが自分に許されるとき自由であると思つてゐる。けれどもこのような恣意のうちにこそ、彼が自由でないゆえんが存してゐるのである』と。^(一六)

ところで、衝動には様々なものがあり、その充足の方法も多様である。もし、衝動に委ねるのでないのならば、人は、多様な衝動のうちから一者を、充足方法と共に選択しなければならぬことになる。『恣意は、この選択の意志の能力である。しかし、この意志は一切の衝動から自由な普遍性に立つものであるが、それ自身は空虚なものとして内容は選択された衝動のなから受け取るものである。このとき、この意志は形式で見れば「一切を度外視して自分の内に折れ返る自由な反省」であるが、内容で見れば「内的あるいは外的に与えられた内容および素材への依存」である（一五節）。このかぎり、この意志は真理においては「矛盾としての意志」（同注）である。人間は何事も意欲し得るが、一つしか実行できない。このかぎり、ヘーゲルは選択の必然性を認める』のである。^(一七)

到達する意志の即自態と対自態との総合としての即而对自態（即自かつ対自態）は、『自己内反省をなし、それによつて普遍性へと導き帰された特殊性すなわち個別性である』（R.P. §7）。そうして、この意志は、『普遍性、すなわち無限な形式としての自己自身を、その内容、対象、目的とするから、即自的に自由なる意志であるばかりでなく、対自的にも自由な

る意志——すなわち真実の理念である』(RP. §21)。かくして、意志は、第一に、『自由なる意志を意欲する自由な意志』として、絶対規定 (absolute Bestimmung) / 絶対性の最高に到達する (Enzy. §482)。しかも、(二) はじめ、意志は、真実に現実的であり、また、自由なる精神は、現実化した精神でもあるということになる (Enzy. §482)。そうして、意志は、第二に、弁証法的発展の過程を遍歴する形態において、外的存在の目的を完成することによって、客観性を与えることになるのである。(一八)

即自かつ対目的なる意志が、具体的には、いかなるものか。論者が適確に説くところをきこう。『それは、共同生活を支える普遍のかつ理性的な法則に従っておのれ自身を規定するところの意志であり、すでに現存在する法や道徳など一切の社会諸制度が人間の自己意識によって実現された自由の尺度を反映するかぎりで、この客観的な現実に生きようとする意志なのである』。(一九)

- (一) 上妻精・小林靖昌・高柳良治『ヘーゲル法の哲学』六三頁。
- (二) 高峰一愚『法・道徳・倫理』四九頁参照。なお、Enzy., §163.
- (三) Hegel, RP., §5, Vgl. Larenz, Hegels Zurechnungslehre, S.40. 山村実『ヘーゲルの法律哲学』八八頁は「意志は自我の純粹無規定性もしくは絶対的抽象としての普遍性である」ということであるとされる。
- (四) 上妻・小林・高柳共著、前掲六四頁。なお、高峰・前掲四四頁参照。
- (五) Vgl. Liebrucks; Recht, Moralität und Sittlichkeit bei Hegel, S.29.
- (六) Holzhauser, Willensfreiheit und Strafe, S.78.
- (七) Holzhauser. a.a.O., S.76.
- (八) Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, S.81.
- (九) Liebrucks; Recht, Moralität und Sittlichkeit bei Hegel, S.27.

- (一〇) 田村 実『ヘーゲルの法律哲学』八四頁。なお、ブーゼは、意志の自由の命題 (These) が衝動の弁証法の結果として生ずる
と説く (Busse, Das Thema der Rechtsphilosophie Hegels, S. 54)。
- (一一) Holzauer, Willensfreiheit und Strafe, S. 77.
- (一二) 高峰一愚『法・道徳・倫理』四五頁。Vgl. Riedel, Natur und Freiheit in Hegels Rechtsphilosophi, S. 30.
- (一三) Larenz, Hegels Zurechnungslehre, S. 47.
- (一四) 田村・前掲八四頁。
- (一五) Holzauer. a. a. O., S. 77.
- (一六) 高峰・前掲四六頁。
- (一七) 上妻精・小林靖昌・高柳良治『ヘーゲル法の哲学』六六頁、六七頁。
- (一八) Cf. Cairns, Legal philosophy from Plato to Hegel, p. 513.
- (一九) 上妻・小林・高柳『ヘーゲル法の哲学』六八頁。

三 ヘーゲル『法の哲学』における自由意思

(一) ヘーゲルによると、自由は、決して、所与的な状態でもないし、また単なる存在でもない。それは、過程、生成、活動そのものである。フィッシャーは、簡明にこれを次のように説いている。いわく『自由は、単に、存在するばかりでなく、それは存在しなければならぬ。自由はそれ自体を現実化 (Verwirklichen) し、客観化しなければならぬ。この客観化が、実践的精神の課題であり、そして、その成果が客観的精神である』⁽¹⁾と。わたくしも、かかる視座から、前段でこの問題を究明してきたのであった。

意志が、客観的精神となるためには、自己を知りかつ意欲する意志へと、自己を高めなければならない。この道程を媒

介するものが自由なる精神であることは既に明らかになったと考える。そうして、自由なる精神は、理論的精神と実践的精神との統一が、『自己を自由として知りそして自己をかかるその対象として意志する所の、即ちその本質を目的とする所の精神』⁽¹⁾である。

精神の出発点は、精神自体の存在である。精神は、常に、ただ、その自己規定に関係するのみであって、固有の精神ではない。かかる意味で、精神は、意識を対象とするのである。この意識は、即自的には、自我とそれの他者との同一性であるが故に、精神は、この同一性を対自的に措定し具体的な統一として知ることになる。これは、もとより、精神の生産であって、二重の規定を有する。その第一は、即自的存在としての理性の規定であり、そして、第二は、自己のものとしての自由の規定である。⁽²⁾かくして、意識は、自由であり、思惟もまた自由であることの帰結が得られたのである (Enzy. §468, RP. §4)。しかも、この自由は、可想的 (intelligible) ではなくして、現実的であることも明らかになった。なぜならば、ポツケルマンがいみじくも指摘する如く、ヘーゲルにおいては、現実において自由であるところが精神であるからである。⁽³⁾

ヘーゲルによると、自己を自由なる意志として規定することによって、主観的精神は、客観的精神となるのである。⁽⁴⁾客観的精神は、かくして、『自由なる意志が、理念の定在として現象する現実態のうちに、自己を客観化する活動であり、その領域は、自由意志の定在の世界である』⁽⁵⁾ということになる。

(二) ヘーゲルは、自由を論ずるとき、それは、他人による妨害の機会の欠如におけるほかの何もでもないという観察からはじめるとみてよいであろう。

『自由なる意志は、まず、抽象的にとどまっていなかったために、自己を定在化しなければならぬ。この定在の最初の感性的資料は、物すなわち外界の事物である』(RP. §38 Zu)として、『所有』を挙げ、『所有が契約として所属し、また、その毀損された法が犯罪および刑罰として所属する。この領域において、われわれがもつ自由は、われわれが人と呼ぶと

ころのもの、すなわち、自由な、しかも自己意識的に自由な、そうして物によって自らを定在化する主体である』(R.P. § 33 Zu.) とするからである。

ヘーゲルにしたがうと、私が、好むごとくすることができるところの永遠の領域が得られる場合に、私が有するところの自由の種類は、『抽象的な』意味においての単なる自由であるにすぎない。この意味における自己決定は、単に否定的な方法の中でのみ考えうる。⁽¹⁵⁾

この自己決定に関する理解は、他人による妨害または強制なくしてなされる行為から、行為者自身によって決定される行為にいたるまで、注意を転ずることによってなされる⁽¹⁶⁾。これには、客観的なもの（行為）から主観的なもの（行為を決定づける選択と決定）にいたるまでの注意の推移をふくむ。この象面における自由は、『主観的』な自由といわれるものである。そこにおける自由は、ある者の決定・選択を決定づける自己意識をふくむ。

この主観性は、概念の具現にほかならないのであるが、ヘーゲルは、さらにいう。『かくて自由に対し一層高き地盤が規定されたわけである』(R.P. § 106) と。所有の段階では、意志は、直接的な物に、また、道徳性の段階において、それは直接的な意志に具体化される。直接的な意志は、直接的な物よりも高き段階に在る。物に具体化された意志は衝突する⁽¹⁷⁾とがありうる (Vgl. R.P. § 90)。しかしながら、意志の概念、意志としての定在は、いかなる衝突にも、わずらわされることはない。内心の確信は、一切の外部からの強制を超越している。かような意味で、自由が、最初にあらわれるのは『道徳性』(Moralität) の段階においてである⁽¹⁸⁾。この点は、また、後段で、少しく詳細に論ずる必要性をみる。ともあれ、『理念についていえば、いまやその実存の面、すなわち理念の実存的契機が、意志の主観性である。主観的意志としての意志においてのみ』、自由は現実⁽¹⁹⁾に現われうるのである (R.P. § 106)。

本章に関するヘーゲルの論点は、相対的には、単純かつ明快である。ある者は、その者が、自由であると明白に気付いていないかぎり、自由であると現実⁽²⁰⁾に言うことはできない。自由であるというその者自身の認識は、真実の自由の保障で

はない。それは、自由の幻想でしかないのである。しかし、もし、ある者が、その者自身のなした決定・選択から引出される行為を把握するのでないのならば、当該行為は、真実には、その者自身の行為とはいわれ得ないということの中に、真実の自由の必然的な状態が存在する⁽¹¹⁾。他の者に妨害されることなしに行為すること、しかも、そのように自意識をせずまたはその者自身の行為として自己の行為を明白に精査することなくして、行為することは、潜在的に自由であるにすぎない。ただし、自意識なき自己決定は自由の弱い種類なのであるから。

かくして、ヘーゲルは、主観的自由または主体（主観。以下では『主体』として統一する）の自由と抽象的自由または人の自由とを区別することになるのである。

『意志は、本来的、即而对自的には、自由であるが、それがまだ最初の直接的、即自的なままにあるときは、その自由は潜在的にすぎず、単なる無規定性としてあらわれるのみである』(R.P. §34)。このような無規定性は、抽象的同一性と呼ばれる。なぜならば、『自己という抽象をあらゆる面に向かって主張し、すべてを自己との同一性において捉えようとする立場である』⁽¹¹⁾からである。『意志はこのような抽象的同一性によって個別の意志——すなわち人 (Person) となる』(R.P. §34Zu)。もつより、『人』は国家生活の中に秩序づけられた人を意味しないのである。これをヘーゲル『論理学』に移して言うならば、純粹思惟にあたる。つまり論理学の端初たる有 Sein に該当する⁽¹²⁾。したがって、『人』が、ここにおいて、自由なる意志をもつということは、いまだ無意味なことである。もつとも、『個人も民族も、まずこのような無規定的、自由を自己について意識することによって、はじめて人として、抽象法の単位』とはなるのである⁽¹³⁾。しかしながら、『人』は、抽象的な段階を超越するために、また、理念として存在するために、その概念に、現実在を与えねばならない。すなわち『人』は、自由の象面を外部に顕出しなければならないのである⁽¹⁴⁾。ヴォルフは、法において人間は、ただ、形式的に自由な人として認識されるのであるが、道徳性においては、主体 (Subjekt) すなわち個人的・意欲的・行動的人間として認められる⁽¹⁵⁾、という。この点に関して、ヘーゲルは、次のように説いている。意志の『自己内反省、および即自的存在、

ならびに直接性に対する意志の対目的に存在する同一性、この同一性のうちに展開される規定性が、人 (Person) を主体 (Subjekt) たらしめる』(RP. § 105; vgl. Enzy. § 503) と。先にも触れたように、『私の意志が、所有において、外的な事物のうちにおかれる』のに対して、意志は、直接的な意志に具体化され、意志としての定在は、一切の外部からの強制を超越するのである。

『人』は、ある他のものを通してのみ、それ自体に直接的定在を与えるのであるが、『主体』は、異なる。これは、それ自体への関係において、自己同一的定在を有するが故に、意志は、ここにその定在的側面をもつにいたることになる。

そうして、『意志のこの主体性は甚だ重要な概念である。主体性は自由の自己規定であるから、それ自体概念の規定性をなしている。概念なるものは、かかる主体性の規定から出発しているからである。ここに於て、意志の定在は概念そのものとなり、そしてその主体性の概念の定在を作り出して来る。自由の概念とその定在との関係に於て、自由に対する一層高き地盤が規定せられて来る。これ道徳なるものが、善といふ普遍的の理念を、まだ実現せられない形に於てではあるが、とにかく実現せねばならないものとして定立し得る所以である』^(二七)。このように、意志の主体性の内に、かかる理念の實在的契機がふくまれているが故に、『主体的なものとしての意志の内のみ、自由もしくは即自的にある意志が現実的であり得る』^(二八)ことになる。しかし、意志の形式的性格は、勿論、いまだ、止揚されてはいないのである。なぜかならば、主体の意志または主体的意識は、ヘーゲルによるならば、普遍的意志と即自的に同一であるのみであって、これは、人倫の段階において完結するものであるから、意志は、ここでは、有限の構造をもち、客観性に対立することになる。^(二七)

かようにして、自由なる意志は、さらに次なる展開をすることになる。意志の人格性、これは、意志が抽象法においてただ、それとして存在するところのものであって、それ以上のものすなわち自意識ではないが、その対象をもつにいたる(RP. § 104)。自由は、いまや、ただ単に、その者が欲するように行為する個人の権利と結合するのではない。むしろ、主体が、自己の目的としてそれを見、かつ促進すべきであるとするものに活動をすることになる^(二九)(Vgl. RP. § 123)。

問題は、主体が、自意識的に、その行為を決定したところの基礎になる目的の内容およびこの内容の根源となるものである。⁽¹¹⁾

抽象的・形式的自由は、単に自由の主観的な存在すなわち欲求、傾向、情熱、臆見、思い付きなどを有するにすぎないのである。このような内容の満足は、福祉または幸福である (Vgl. RP. § 123)。『とくに、自意識をもった人——主体であるが——の福祉または幸福は、これらのものと合致しているその者の行為の自意識にもとづく決定の結果である。』⁽¹²⁾しかしながら、このような満足に到達できたとしても、『抽象的および形式的』意味において自由であるにすぎない。

究極的には、『人倫』(Sittlichkeit)の客観的体系の中に、その内容を求めていくことになる。人倫は、一方で、善が生存するところの自由の理念である。また、他方においては、自意識が、人倫の王国において、絶対的な基礎をもつ。かくして、人倫は、現存する世界へと発展する自由の概念であり、また、自意識の本性に到達した自由の概念である (Vgl. RP. § 142)。

ヘーゲルが、人倫を語るとき、それは、ethical lifeでもSittlichkeitでもない。ヘーゲルが、心の中に描いたものは、人間の生活を充足する法および社会的、文化的、法的本性の制度である。そうして、真の自由は、かような法と制度に一致して、自意識の中における自己決定の中に見出し出されるのである。⁽¹³⁾ラレンツと共に、端的に、自由意思は、人倫的な意思、自律的な意思といってもよいであろう。⁽¹⁴⁾

(1) Fischer, Hegels Leben, Werke und Lehre, S. 684.

(11) 田村 実『ヘーゲルの法律哲学』八六頁。

(12) 田村・前掲八二頁参照。

(13) なお、田村・前掲六二頁以下参照。

- (五) Bockelmann, Hegels Notstandslehre, S. 31.
- (六) Busse, Das Thema der Rechtsphilosophie Hegels, S. 55.
- (七) 田村・前掲九〇頁。
- (八) Liebrucks; Recht, Moralität und Sittlichkeit bei Hegel, S. 28.
- (九) 先に触れたように、理論的精神の第一段階は、直観 (Anschauung) にもとづく。その最初の精神活動が『注意』 (Aufmerksamkeit) である。それは「精神が、その上に自己の現在を打ち立てさせて固定するところのある一定の客体の提示である。かような固定的な精神傾向 (Geistesrichtung) 』である。そして、『われわれが注意しようとする時、そのみに注意する』 (Fischer, a. a. O., S. 672)。
- (一〇) 高峰一愚『法・道徳・倫理』一二五頁参照。
- (一一) Cf. Schacht, Hegel on Freedom (Hegel, A Collection of Critical Essays), p. 314.
- (一二) 高峰・前掲五六頁。
- (一三) 三枝博音・「論理の科学」と「法律哲学」の連関 (『ヘーゲル・論理の科学』所収) 二八五頁参照。
- (一四) 高峰・前掲五七頁。
- (一五) Busse, a. a. O., S. 50; Bockelmann, a. a. O., S. 45, Bitsch, Sollensbegriff und Moralitätskritik bei G. W. F. Hegel, S. 220, Cf. Reyburn, The ethical Theory of Hegel, p. 125.
- (一六) Vgl. Wolff, Der Handlungsbegriff in der Lehre vom Verbrechen, 1964, S. 33.
- (一七) 田村 実『ヘーゲルの法律哲学』一八九頁。
- (一八) 田村・前掲一九〇頁。
- (一九) Vgl. Josef Derbolav, Hegels Theorie der Handlung, S. 204.
- (二〇) Cf. Cairns, Legal Philosophy from Plato to Hegel. ヘーゲルは、他のところで述べている。『意志の所為中、ただ意

志がそれらの諸予想のうち意志の目的中に知るもののみを、それらのうち、意思の企図のうちに存したのみを、意志の行為として承認し、かつそれに対してのみ責任をもち』(RP. §117)と。

(一) Cf. Schacht, *Hegel on Freedom*, p. 315.

(二) Schacht, p. 316.

(三) Schacht, p. 317; cf. Carl Joachim Friedrich, *The Philosophy of Law in Historical Perspective*, 2. ed. p. 132.

(四) Larenz, *Hegels Zurechnungslehre*, S. 47.

四 結語——ヘーゲル自由意思論の帰結——

(一) 意志するということが、決定的なある問題であるということと決定されたある問題であるということとは明確に區別して論証の視座を確立する必要がある。⁽¹⁾ かような區別をした上で、いま、ヘーゲル『法の哲学』における自由なる意思を、刑法学の視点から分析するならば、ヘーゲルの刑法上の自由意思論は、非決定的であると共に決定的であるという帰結を得ることができる。これが、本稿の結論である。以下、若干の論証を試みることにする。

『わたくしが、自己をあらゆるものから解放し、あらゆる目的を放棄し、あらゆるものを捨象しうる』(RP. §5 Zu) 能力を有しているという意味では、非決定的である。なんとならば、意志するということは、行為の特殊な過程にかかわるのではないからである。決定は、決定する一般的能力にふくまれることはない。熟慮にもとづく行為をとりあげてみよう。この行為は、二者択一の考慮をふくみ、少なくとも、原理上は、特定の二者択一の熟慮をなした意識の分離をふくむものである。かような意味においても、意志は、非決定的な要素をふくむのである。

他方において、現実⁽¹⁾に意志することまたは決定することは、常に、行為のある特定の過程を決定することを包含するのである。かような意味では、意志にもとづく行為は、常に、決定的である。ただし、私は、ある決定された方法の中で行為することなくしては、行為することはできないからである。したがって、意志は、それが、いつでも具体的・活動的であるならば、決定的なのである。そうして、意志が活動的であるときにのみ、現実的な何ものかなのである。⁽²⁾

(二) わたくしは、かつて、別稿をかりて、ヘーゲルの刑法上の行為論について考察を加え、その素描を試みたことがあるが、そのなかで、ヘーゲル『法の哲学』における行為論の象面を求めて、次のように論結したことがある。『われわれは、ヘーゲルの行為論を、法と人倫との間の絶対的理念の外面化の段階——すなわちヘーゲル哲学においては、かなり縮減され、断片的地位を与えられているにすぎない道徳性のうち——に求めることができる。その際、ヘーゲルは、主体性 Subjektivität の立場に、行為論の存在を認めたことに注目せねばなるまい』⁽³⁾と。そうして、本稿において、また、『自由なる意思』が、最初にあらわれるのが、道徳性の段階であることをあきらかならしめたことであつた。行為の背後には行為者が存在し、意思は行為に顕現する。かくして、第一に、ヘーゲル『法の哲学』における自由なる意思と行為論との道徳性の段階におけるところの連関が立証せられることになつたのである。この確認は、ヘーゲル犯罪理論の第三の要件すなわち刑法上の責任論または違法な行為を実行した行為者への帰責の理論、さらには、犯罪と刑罰との結合について、いかなる意味をもつかを暗示して、まことに意義深いものがある。

第二に、小泉英一博士との共著『刑法原論』で、わたくしが、従来、主張しているところの刑法上の意思自由に関する基本的立場、小野博士が、簡にして要を得て表現される『行為は決定されつつ決定するもの、たえず新たなもの、自由なものである』⁽⁴⁾とされるところと、ヘーゲルが提起した刑法上の意思自由の見解とが、もとより両者決して同一でないことと自明でもあるし、両者の比較自体に異論のあること当然ではあるが、符節を合するものがある点に、現代刑法学とヘーゲル刑法体系との比較をすることは実益のないことを容認したとしても、少なからざる興味をおぼえることは告白せざる

を得ないのである。

けれども、意思自由の問題は、刑法学が、責任の本質をめぐって争いをくりかえし、現在もいまだ統一するところを知らないのが現状ではあるが、それがもつ哲学的命題は、責任の本質にかかわると共に社会規範であるところの刑法の本質と深く結びつくがために、時間と空間を超越して、思考の同一性および理論の類似性をもたらすのではなからうか、とわたくしにはおもえるのである。

(一) Cf. Schacht, *Hegel on Freedom*, p. 307.

(二) なお、ラレンツは、『恣意』が矛盾としての意志であることに着目し、この矛盾が意思決定論と非決定論に関する認識対象を引き出すとする。そうして、両論を分析・検討した上で、偶然性で符合するとし、両者は基礎において同じであると論証して、本問題について、決定論と非決定論は、共に、正当であり、また共に正当ではないと結論する (Larenz, *Hegels Zurechnungslehre*, S. 47)。ちなみに、フイッシャーは、『恣意』は、自由でなく、自由に内在する矛盾であるという (Fischer, *Hegels Leben, Werke und Lehre*, II. Teil, 2 Aufl., S. 689)。

(三) 拙稿「ヘーゲルの刑法上の行為論」比較法制研究六号二二五頁。

(四) 小野清一郎『倫理学としての刑法学』(刑罰の本質について・その他) 九六頁。なお、国藤重光『刑法綱要総論』(改訂版) 一一頁、一二頁、同『法における主体性』法協九二巻四号四〇七頁、各藤金作『刑法総論』(改訂版) 一五四頁参照。